

岩手県事務委任及び代決専決規則別表第1に規定する別に定める補助金又は交付金のうち商工労働観光部に係るもの（平成20年岩手県告示第258号）の一部を次のように改正する。

平成31年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前		改正後	
室課名	事業名	室課名	事業名
[略]		[略]	
ものづく り自動車 産業振興 室	ものづくり・ソフトウェア融合技術者養成事業費補助、高付加価値型ものづくり技術振興事業費補助、地域産業重点強化加速支援事業費補助、自動車関連産業創出推進事業費補助、自動車関連産業重点強化支援事業費補助、ソフトウェア開発業務取引支援事業費補助、半導体関連産業技術高度化支援事業費補助、医療機器関連産業参入促進事業費補助、医療機器等製品開発支援事業費補助、ものづくり革新推進事業費補助、産業競争力強化支援拠点整備費補助、工業団地整備事業費補助、企業立地促進奨励事業費補助、県北広域産業力強化促進事業費補助及び特定区域産業活性化奨励事業費補助	ものづく り自動車 産業振興 室	ものづくり・ソフトウェア融合技術者養成事業費補助、高付加価値型ものづくり技術振興事業費補助、地域産業重点強化加速支援事業費補助、自動車関連産業創出推進事業費補助、自動車関連産業重点強化支援事業費補助、ソフトウェア開発業務取引支援事業費補助、半導体関連産業技術高度化支援事業費補助、医療機器関連産業参入促進事業費補助、医療機器等製品開発支援事業費補助、ものづくり革新推進事業費補助、産業競争力強化支援拠点整備費補助、 <u>ヘルスケア産業集積拠点整備費補助</u> 、工業団地整備事業費補助、企業立地促進奨励事業費補助、県北広域産業力強化促進事業費補助及び特定区域産業活性化奨励事業費補助
備考 改正部分は、下線の部分である。			